

# 鳥獣保護法の改正、 「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」 について

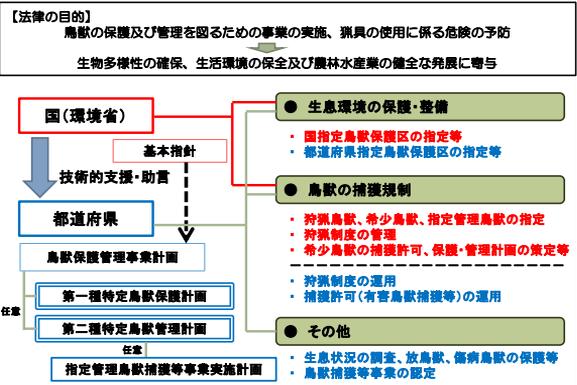
平成27年10月28日  
特定鳥獣の保護・管理に係る研修会（上級編イノシシ）  
環境省 自然環境局野生生物課 鳥獣保護管理室

## 鳥獣保護管理法の沿革

○ 我が国における鳥獣法制は、その時代時代により変化する多様な要請を受け、公共の安寧秩序の維持に重点を置いたものから、鳥獣の保護管理にも重点を置いた制度に見直し。

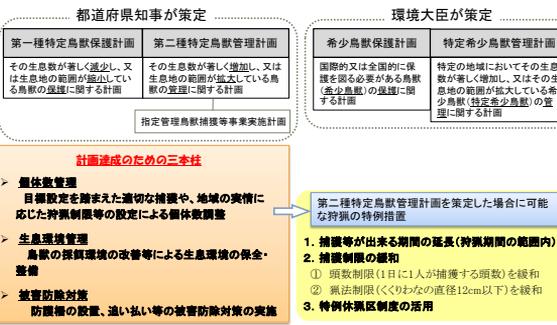
<p>明治6年 <b>鳥獣捕獲規則の制定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・銃器のみ規制の対象</li> <li>・銃器の免許鑑札制</li> <li>・銃器期間を10月15日～翌年4月15日まで</li> <li>・日没から日出までの間、人家が密集している場所等での銃器を禁止</li> </ul> <p>明治25年 <b>狩猟規則の制定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・猟具の規制範囲に、網罟、わな罟を追加</li> <li>・捕獲を禁止する保護鳥獣15種を指定</li> </ul> <p>明治28年 <b>狩猟法の制定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職業と遊業の区別を廃止</li> </ul> <p>大正7年 <b>狩猟法の制定（全部改正）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護鳥獣の指定から狩猟鳥獣の指定</li> <li>・狩猟鳥獣についても、ひな・卵の捕獲・採取を禁止</li> </ul> <p>昭和25年 <b>狩猟法の改正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区制度の創設</li> <li>・保護鳥獣の <b>飼養許可証制度</b>の導入</li> </ul>	<p>昭和38年 <b>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（改称）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護思想の明確化</li> <li>・鳥獣保護事業計画制度の創設</li> </ul> <p>※ 昭和46年 林野庁から環境庁に移管</p> <p>平成11年 <b>鳥獣保護法の改正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定鳥獣保護管理計画制度の創設</li> <li>・国と都道府県の役割の明確化</li> </ul> <p>平成14年 <b>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の制定（ひらがな化）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定猟法禁止区域制度の創設</li> <li>・捕獲鳥獣の報告を義務化</li> </ul> <p>平成18年 <b>鳥獣保護法の改正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・網・わな免許の分離</li> <li>・鳥獣保護区における保全事業の実施</li> <li>・輸入鳥獣の標識制度の導入</li> </ul> <p>※ 平成19年 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村への捕獲許可権限の委譲</li> </ul>
--	--

## 鳥獣保護管理法の体系



## 特定計画

○ 著しく増加又は減少した野生鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえ、明確な保護又は管理の目標を設定し、総合的な対策を実施、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図る。



## 特定計画の策定状況

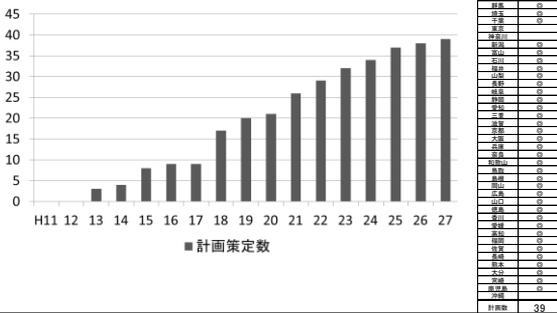
特定計画は現在7種について策定されており、生息分布と策定状況の関係は以下のとおり。

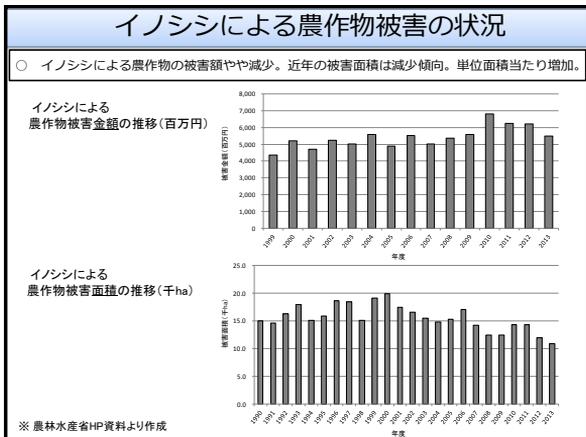
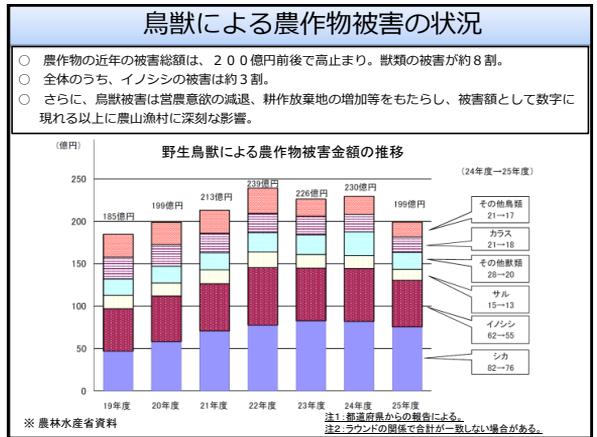
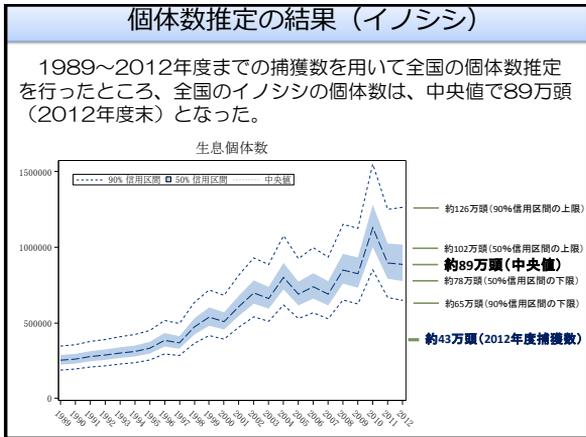
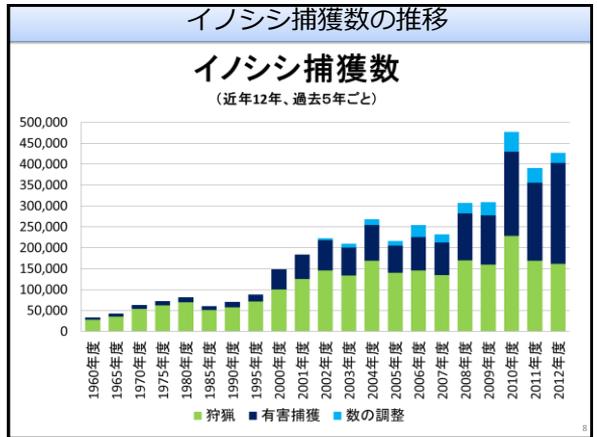
種	狩猟鳥獣	策定都道府県数		主たる分布地域の カバー割合
		第一種	第二種	
ニホンジカ	○		39	100%+ (39/38)
イノシシ	○		39	93% (39/42)
クマ類	○	9	12	68% (21/31)
ニホンザル			23	56% (23/41)
ニホンカモシカ			7	23% (7/30)
カワウ	○		4	9% (4/46)
ゴマフアザラシ			1	

狩猟鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ）の策定数が多く、特に、ニホンジカ及びイノシシは分布域のほとんどをカバーしている。ニホンザルについては、特に西日本での策定が進んでいない。H24年度より主たる種について検討会を設置し、現状や課題の評価等を実施。

## イノシシ特定計画の策定状況

### 特定計画の策定状況（イノシシ）





### 鳥獣被害防止特措法

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

【法律の目的】 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与

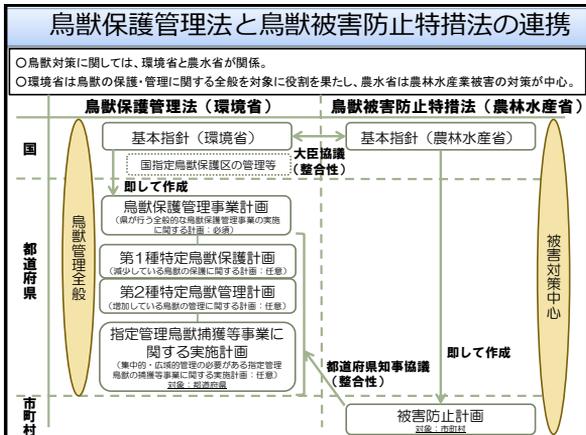
農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成

基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成  
 平成27年4月末現在、1,428市町村で策定

(具体的な措置)

- 権限委譲：都道府県に代わって、**市町村**自ら被害防止のための鳥獣保護法の**捕獲許可の権限**を行使(権限委譲)
- 財政支援：**特別交付税の拡充**(計画作成後の駆除等の経費：交付率5割→8割)、**補助事業による支援**(捕獲・追い払い、侵入防止柵、食肉処理加工施設など)など、必要な財政上の措置  
 [【農林水産省】鳥獣被害防止総合対策交付金(平成27年度予算:95億円/平成26年度補正予算20億円)]
- 人材確保：鳥獣被害対策実地隊を設け(平成27年4月末現在986)、民間隊員については非常勤の公務員とし、**控除税の軽減措置**、当面の間、隊員等に銃刀法の猟銃所持許可時の技能講習免除等を措置

※都道府県と協議中のものを含む



### イノシシ対策に関する課題

- ・**個体群管理の方針が明確でない**  
（狩猟資源としての管理方針や、分布拡大地域への対応方針（根絶してもよいのか等）、生息数・個体群動態を推定するための手法が確立されていない等）
- ・**被害対策の目標は、捕獲数ではなく被害の減少だが、捕獲数以外の目標については達成状況の評価が難しい**  
（地域や集落単位でのきめ細かな目標設定と被害把握が重要）
- ・**施策を実施するための体制づくり、連携が十分とは言えない**  
（特に農林水産行政としての被害対策が重要な種であり、連携が重要）

### イノシシの保護及び管理の基本認識

イノシシは狩猟資源として経済的な価値を有するものの、被害が大きいために個体数の抑制が優先されている。

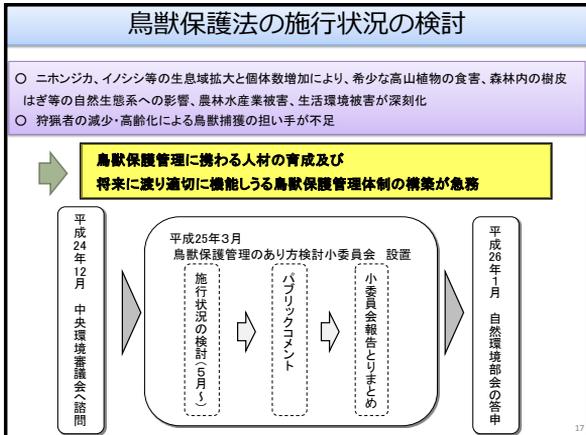
個体群の管理、被害防除、生息環境管理（耕作地への進入路の遮断やイノシシを誘引する要因の除去、長期的には耕作地の配置や耕作地周辺の環境のあり方を含めた環境管理等）を総合的かつ有機的に統合した取組が必要。

### 抜本的な鳥獣捕獲強化対策

平成25年12月26日（農林水産省・環境省）

- 生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシ等の野生鳥獣について、抜本的な捕獲強化に向けた対策を講じることとし、当面の捕獲目標（全国レベル及び都道府県レベル）を設定。シカ、イノシシの生息頭数の10年後までの半減を目指す。
- 捕獲目標達成に向けて、  
①鳥獣保護法見直しによる新制度導入や規制緩和等、都道府県等の捕獲活動の強化（環境省）、  
②鳥獣被害防止特措法に基づく市町村等の捕獲活動の強化（農水省）等の捕獲事業を実施。
- 捕獲強化に必要な従事者の育成・確保に向けた、  
①鳥獣保護法見直しにより捕獲を専門に行う事業者の認定・育成（環境省）、  
②鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊を早急に1000に増加させることや射撃場の整備（農水省）、  
等の実施により、捕獲目標達成に向けた事業の展開を後押し。
- このほか、被害防除や生息環境管理等の施策を併せて推進。

HPアドレス：<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort9.html>



### 中央環境審議会 自然環境部会 鳥獣保護管理のあり方検討小委員会

検討の経緯		小委員会 委員名簿	
平成25年5月13日	第1回小委員会（現状と課題等）	臨時委員 (五十名額、各務科) ○委員長	
5~6月	現地調査（知床、丹沢）	○石井 信夫 東京女子大学現代教養学部教授	
6月10日	第2回小委員会（関係団体ヒアリング等）	尾崎 清明 (公財)山鹿鳥類研究所所長	
		小泉 透 (独)森林総合研究所研究コーディネータ	
6月28日	第3回小委員会（関係法令、特定計画等）	柴 英昭 (公社)大日本農会会長	
		(本壇農業部会)	(公財)中央果菜協会副理事長
8月7日	第4回小委員会（主な論点等）	高橋 徹 (一社)大日本猟友会総務委員会委員長代理	
9月10日	第5回小委員会（講ずべき措置）		
10月16日	第6回小委員会（講ずべき措置）	磯部 力 國學院大学法科大学院教授	
11月6日	第7回小委員会（答申案）	坂田 宏志 兵庫県立大学自然・環境科学研究所准教授 (兵庫県森林動物研究センター主任研究員)	
11月18日	<パブリックコメントの実施>	沙見 明男 全国町村会政務委員会財政委員会委員長 (京都府井手町長)	
12月17日		羽山 伸一 日本獣医生命科学大学獣医学部教授	
12月24日	自然環境部会（答申案案の中間審議）	福田 珠子 全国林業研究グループ連絡協議会副会長	
		三浦 慎悟 早稲田大学人間科学部教授	
平成26年1月	第8回小委員会（答申案）		
	自然環境部会（答申）		

## 鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置 (中央環境審議会 答申)

○ 鳥獣被害の現状と課題を踏まえ、鳥獣保護管理に携わる人材の育成及び捕獲体制の強化等が急務

### 鳥獣管理の充実

➢ 深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシ等について、従来の捕獲規制とその解除による鳥獣の「保護のための管理」という考えから、積極的な「管理(マネジメント)」に転換。

都道府県等による捕獲の強化	鳥獣管理体制の強化
<ul style="list-style-type: none"> <li>全国的に被害が深刻化しているシカ等について、<b>都道府県や国が計画に基づく捕獲事業</b>を実施</li> <li>※捕獲事業に係る規制緩和の例             <ul style="list-style-type: none"> <li>捕獲許可を不要とする</li> <li>宥養の獣による捕獲を可能とする(認定事業者が行う場合)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>シカ等の捕獲を行う<b>事業者を限定する制度</b>を創設。捕獲許可手続きを簡素化し事業の円滑な実施を支援。</li> <li>地域の若い捕獲従事者を確保する観点から、<b>犬・猫・網猟の免許取得年齢(現20歳以上)を引き下げ</b></li> </ul>

### 被害防止のための捕獲の促進に向けて

➢ 国が、シカ等の**個体数の調査**や都道府県の**取組の評価**を行う等、都道府県に対する指導力を発揮

➢ 被害の状況や捕獲の意義・必要性について**国民の理解を醸成**

➢ その他、住宅地への鳥獣の出没への麻酔銃による対応等

**鳥獣保護法の改正も含めて対策を強化**

## 鳥獣法改正の概要

### 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律 (平成26年通常国会 法律第46号)

※ 平成26年5月30日公布、平成27年5月29日施行(ただし、5/3のみ公布日施行)

### 改正の必要性

➢ ニホンジカ、イノシシ等による**自然生態系への影響**及び**農林水産業被害が深刻化**

➢ **狩猟者の減少・高齢化**等により鳥獣捕獲の担い手が**減少**

➔ **鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要**

### 改正内容

1. 題名、目的等の改正
2. 施策体系の整理
3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設
4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入
5. その他
  - ① 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可
  - ② 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ
  - ③ 公務所等への照会規定の追加



## 1. 題名、目的等の改正(第1条・第2条)

### 【題名】

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

↓

鳥獣の保護及び**管理並びに**狩猟の適正化に関する法律

### 【目的(第1条)】

この法律は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、**鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて**猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び**管理並びに**狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保(生態系の保護を含む。以下同じ。)、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

### 【定義(第2条)】

生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、

- 鳥獣の保護: その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
- 鳥獣の管理: その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

## 2. 施策体系の整理(第3条、第4条、第7条～第7条の4)

### 【現行】

基本指針(環境大臣) → 都道府県知事が策定 → 鳥獣保護事業計画(必須) → 全ての鳥獣

特定鳥獣保護管理計画(任意計画)  
その生息数が著しく減少している鳥獣  
その生息数が著しく増加している鳥獣

### 【改正法】

基本指針(環境大臣) → 都道府県知事が策定 → 鳥獣保護管理事業計画(必須) → 全ての鳥獣

第一種特定鳥獣保護管理計画(任意計画)  
その生息数が著しく減少し、又は生息地の範囲が縮小している鳥獣

第二種特定鳥獣保護管理計画(任意計画)  
その生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣

環境大臣が策定 → 希少鳥獣保護計画(任意計画) → 特定希少鳥獣管理計画(任意計画)



## 3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設(第14条の2)

### 【指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ】

指定管理鳥獣<sup>※</sup>の指定(環境省)

※ 集中的かつ広域的に管理を図る必要があるもの  
※ ニホンジカ、イノシシを指定

基本指針(指定管理鳥獣の管理に関する事項)を記載(環境省)

↓

第二種特定鳥獣管理計画(都道府県)

↓

指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画(都道府県)

↓

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施(都道府県又は国の機関)

※ 事業の全部又は一部について、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に対し、委託することができる。

### 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る特例

- 捕獲等の禁止(法第8条)を適用しない。
- 鳥獣の放置の禁止(法第18条)を適用しない。ただし、生態系に重大な影響を及ぼすおそれなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合に該当するときに限る。
- 夜間銃猟の禁止(法第38条第1項)を適用しない。ただし、委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者が、実施日時、実施区域、実施方法、実施体制等について、都道府県知事の確認を受けて実施するときに限る。

## 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金による都道府県への支援について

○ 鳥獣法の改正により、都道府県が捕獲を行う指定管理鳥獣捕獲等事業を創設するとともに、都道府県が作成する指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画に基づき広域的な鳥獣の捕獲等を交付金により支援。

○ 都道府県による実施計画策定や捕獲等の取組を支援の対象としており、平成26年度補正予算及び平成27年度予算において、34都道府県で交付金を活用。

### 都道府県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業を交付金により支援

交付金事業の内容

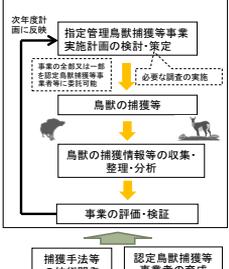
【予算額】  
・ 26年度補正: 1,301百万円 27年度予算: 500百万円

【内容】

- (1) 対象者: 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県
- (2) 対象鳥獣: 指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)
- (3) 対象事業の内容
  - ① 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の検討・策定
  - ② ニホンジカ及びイノシシの捕獲及び捕獲に付随する事項の実施
  - ③ 捕獲個体の施設・処分(解体、焼却業者等に支払う処分費を含む)
  - ④ 捕獲手法等の技術開発
  - ⑤ ③による捕獲情報等の収集、整理、分析
  - ⑥ ③の評価、検証(目標の達成状況、効果や妥当性の検証、改善事項の検討)
  - ⑦ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成

【交付割合】  
26年度補正は、事業費の1/10以内  
27年度予算は、事業費の1/2以内

○ 交付金に係る地方負担分について、平成27年度当初予算から特別交付税が措置。  
- 指定管理鳥獣の施設・処分等に係る経費の地方負担分 → 交付率8割  
- その他(調査、研究等)に係る経費の地方負担分 → 交付率5割



### 4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入(第18条の2～第18条の10)

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者(法人)

申請

都道府県知事

【認定の基準】

- 安全管理を図るための体制が基準に適合
- 夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が基準に適合
- 従事者が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者として基準に適合
- 従事者に対する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分
- その他事業実施のために必要な基準に適合

※ 夜間銃猟をしない場合は②を除く。  
※ 基準の詳細は環境省令で規定。

基準に適合 ↓ 認定(有効期間3年)

**認定鳥獣捕獲等事業者**

**認定の効果**

<法律上の効果>

- 指定管理鳥獣捕獲等事業の夜間銃猟の実施者となれる(全ての基準を満たした事業者に限る)
- 名称使用制限(認定鳥獣捕獲等事業者の一定の質の確保)
- 従事者の適性試験の免除
- 捕獲等許可の際の従事者証の発行対象(法人として許可の対象となる)
- 銃刀法に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、ライフル銃の所持許可の対象となる
- 鳥獣の管理に係る目的の捕獲に従事した捕獲従事者は狩猟税を免除

<その他の効果>

- 安全性・効率性の高い捕獲従事者の安定的確保
- 都道府県等が事業を委託する際の審査の効率化等

HPアドレス:  
<http://www.env.go.jp/nature/choju/capture/capture5.html>

### 5. その他

**① 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可(第38条・第38条の2)**

都道府県知事の許可を受けた者は、生活環境に係る被害の防止のため、住居集合地域等において麻醉銃を使用した鳥獣の捕獲等ができることとする。

都道府県知事

申請

←

許可

→

申請者

鳥獣による生活環境に係る被害の防止の目的に係る

**② 網猟免許及びびわな猟免許の取得年齢の引き下げ(第40条)**

狩猟免許のうち、網猟免許及びびわな猟免許については、欠格事由を「20才に満たない者」から「18才に満たない者」に引き下げる。

**③ 公務所等への照会規定の追加(第75条の2)**

この法律の施行に関し必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとする。  
(狩猟免許の欠格事由等に係る情報提供を求めるための法的根拠を整備するもの。)

(参考)

### 統計処理による鳥獣の個体数推定について

(H27.4.28公表)

## 統計手法による 全国のニホンジカ及びイノシシの 個体数推定等について

平成27年4月  
環境省自然環境局

### 全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定

- 平成25年8月に、捕獲数等を基にして全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定を実施。
- これを踏まえ、環境省及び農林水産省では、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」(平成25年12月)において、「ニホンジカ及びイノシシの生息数を10年後(平成35年度)までに半減<sup>※</sup>」することを当面の捕獲目標に設定。  
※平成23年度を基準。
- 環境省では、捕獲目標の進捗状況を確認するため、今後継続して、全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定を実施。
- 今回、ニホンジカについては、都府県単位で個体数推定を実施したことから、その結果を活用した方法で、全国のニホンジカの個体数推定を新たに行った。  
※ 北海道では、先進的に同様の手法を用いて独自に推定していることから、今回は別で扱うこととした。  
※ イノシシについては、平成25年8月に実施した方法を継続した。

### 統計手法による個体数推定

- 捕獲数や捕獲効率(努力量あたりの捕獲数)は、生息数に関連する数値(生息密度指標)と捉えることができる。
- ニホンジカについては、都府県単位の個体数推定結果を用いて、全国の個体数を推定<sup>※</sup>。推定値をもとに、抜本的な鳥獣捕獲強化対策の目標を踏まえ、生息数の将来予測を実施。
- イノシシについては、前回と同様に、全国の捕獲数を用いて、全国の個体数を推定<sup>※</sup>。
- 統計手法の性質として推定値には幅があるが、今後の鳥獣管理の目安として活用するものであり、随時新たなデータが得られたら見直しを行っていく。

※ 「階層ベイズ法」という統計手法を用いた。推定には兵庫県立大の坂田宏志准教授の協力を得た。

### 個体数推定の結果(ニホンジカ)

都府県単位の推定結果を活用して全国の個体数推定を行ったところ、全国のニホンジカ(北海道除く)の個体数は、中央値で249万頭(2012年度末)となった。

生息個体数

約158万頭(90%信用区間の上限)

約286万頭(50%信用区間の上限)

**約249万頭(中央値)**

約219万頭(50%信用区間の下限)

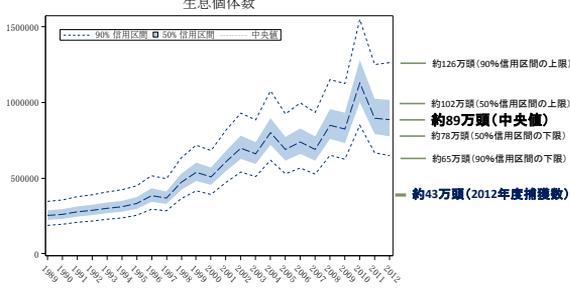
約188万頭(90%信用区間の下限)

約32万頭(2012年度捕獲数)

(参考) 2012年度の北海道の推定個体数は約59万頭(北海道資料)

## 個体数推定の結果（イノシシ）

1989～2012年度までの捕獲数を用いて全国の個体数推定を行ったところ、全国のイノシシの個体数は、中央値で89万頭（2012年度末）となった。



## 将来予測（ニホンジカ）

2015年度から対策を強化し、2023年度の捕獲目標（ニホンジカの個体数を10年後までに2011年の個体数から半減）を達成するために必要な捕獲率、及び、2011年の生息数から1/4にする場合について、将来予測を行った。

以下の数値はいずれも中央値。

- 捕獲率※を維持 → 402万頭（2023年度）
- 捕獲率を2.182倍 → 119万頭（2023年度、2011年度の約1/2）
- 捕獲率を2.764倍 → 60万頭（2023年度、2011年度の約1/4）

※ 捕獲率：推定個体数に対する捕獲数の割合



## （参考）統計手法による鳥獣の個体数推定について

- 未知の数値について、複数の関係する数値や事前の知識をもとに、全ての可能性のある数値を試して説明可能な数値を探していく手法（階層ベイズ法）を用いた。近年発達した統計学的手法に、コンピューターの性能向上が合わさって活用可能となった。

- 今回の推定については、例えばシカについて、  
① **個体数（翌年）＝個体数（ある年）×自然増加率－捕獲数** で表される。

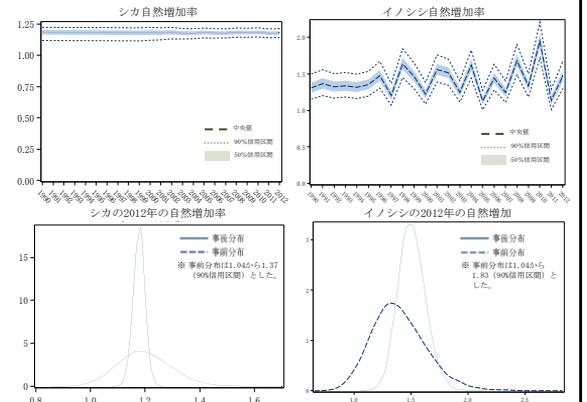


- ② また、**個体数（翌年）＝個体数（ある年）×ある年と翌年の生息数指標の変化率** の数式でも表される。生息数指標には、今回は捕獲数及び狩猟者登録数（銃、わな）あたりの捕獲数を用いた。捕獲数は、同じ努力量をかかけた場合個体数が多いほど捕獲数も多くなることから、生息数指標とできる。

理論的には、①、②の連立方程式を解くことにより個体数が算出できるが、自然増加率や生息数指標は、自然条件や社会条件の変化等もあり毎年変動し、単純に計算できないことから、確率統計の分析手法を適用して算出した。

※ ニホンジカの自然増加率は、都府県別の推定結果に基づき計算した（2012年度の中央値は1.18となった）。

## （参考）自然増加率の推定結果



## （参考）特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン、種毎の保護及び管理レポート

- 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン：  
特定計画を策定する際の具体的な進め方や、保護及び管理の目標設定の考え方を示したガイドライン。

- 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン  
ニホンジカ編、イノシシ編、ニホンザル編、クマ類編、カモシカ編

- 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き  
カワウ編

- ニホンジカ、ニホンザルについて、H27改訂に向けH26から検討中
- クマ類について、H28改訂に向けた検討を今年度開始

- 種毎の保護及び管理レポート：  
保護及び管理を進める上で特に重要な課題に関する分析や最新の知見・技術を収集しとりまとめたレポート。

- 保護及び管理に関するレポート（H24～）  
ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、クマ類、カワウ

- 毎年度作成し、都道府県へ配付

• 環境省HP(野生鳥獣の保護及び管理) <http://www.env.go.jp/nature/choju/index.html>